4　生活環境の改善

（本政策における「生活環境の改善」の位置付け）

2009 年報告書では、図表 4-1 のとおり、高度外国人材の受入れ及び定着を促進するため、日本における高度外国人材を含む外国人の生活環境の一層の改善に政府として積極的に取り組むこととし、検討を進めるべき具体的な改善事項として、「社会保障協定の締結国の拡大加速」、「宿舎等の整備、あっせん」、「外国語の通じる医療機関の整備・医療通訳の整備」、「子弟教育の充実」などが挙げられていた。

図表 4-1　2009 年報告書（抜粋）

2. 高度人材受入政策の基本的考え方

以上の基本認識を踏まえて、「高度人材受入推進会議」としての共通認識を整理する。日本政府は、以下の 10 の基本的考え方に基づいて、基本目標と戦略を構築すべきである。

(8) 政府は、高度人材を含めた外国人の生活環境（年金、住宅、医療、教育など）の改善に積極的に取り組む。

3. 外国高度人材受入推進のための基本戦略

(3) 外国高度人材を含む外国人の生活環境の改善

・外国高度人材の受入れおよび定着を促進するためには、日本における高度人材を含む外国人の生活環境の一層の改善が必要である。

・こうした観点から、具体的な改善事項として、以下の 5 点について、検討を進めるべきである。

① 国際的な年金通算など社会保障協定の締結国 30 の拡大加速、年金脱退一時金制度の上限の在り方

② 宿舎等の整備、斡旋

③ 現在、限定的にしか認められていない 2 国間協定による外国人医師等の相互受入れの拡大

④ 外国語の通じる医療機関の整備・医療通訳の整備

⑤ 子弟教育の充実（インターナショナル・スクールに係る税制面の支援等を引き続き推進）

（注）下線は当省が付した。

その後、政府の成長戦略においても、高度外国人材を含む外国人の生活環境の改善について取り上げられており、例えば未来投資戦略 2017 では、図表 4-2 のとおり、外国人子弟に対する日本語と教科の統合指導の提供や外国人のための日本語教育の充実、医療機関における医療通訳等の配置支援などの取組が挙げられている。

図表 4-2　未来投資戦略 2017（抜粋）

3. 人材の育成・活用力の強化

(2)　新たに講ずべき具体的施策

ⅳ）外国人材の活用

② 生活環境の改善

必要とする全ての外国人子弟（小・中学生）に日本語と教科の統合指導（JSL（Japanese as a Second Language）カリキュラム）を可能な限り早期に提供するとともに、生活者としての外国人のための日本語教育の充実を加速させる。また、医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2020年までに100か所で整備する目標を前倒し、本年度中の達成を目指す。これらの基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入れ環境の更なる充実を目指すとともに、外国語対応が可能な拠点等に関する分かりやすい情報発信を行う。

（注）下線は当省が付した。

項目第１の２の「(4)政策の体系・内容」において既述のとおり、このような高度外国人材を含む外国人の生活環境の改善に係る取組を、本政策を構成する主要な施策の一つとして位置付け、本政策への関わり方について整理したところである。

すなわち、我が国において高度外国人材を含む外国人にとって魅力的な生活環境の整備を図ることによって、我が国に生活基盤を置く外国人就業者が増加し、結果として高度外国人材の我が国での就業・定着の促進にもつながり得るものと考えられる。ただし、①上記のような外国人の生活環境の改善に係る取組自体は、高度外国人材のみを対象とするものではないこと、②外国人の生活環境の改善に係る取組としては、2009年報告書や政府の成長戦略で具体的に示されているものに限らず、国による取組のほか、住民への身近な行政サービスを担う地方公共団体がその一環として実施している自主的・自立的な取組も含め、多種多様な取組が幅広く該当し得ると考えられ、施策としての具体的な範囲を特定し難いことなどを踏まえると、「生活環境の改善」については、本政策を構成する主要な施策の一つではあるものの、本政策への関わりの度合いは「高度外国人材の認定」や「留学生の就職支援」といった他の主要な施策に比べて、より間接的な位置付けの施策であると考えられる。

このため、「生活環境の改善」が本政策の目的に対してどの程度効果を上げているかについて定量的に検証することは困難である。そこで、本政策評価では、「生活環境の改善」の施策としての特性や本政策への関わりの度合い等を考慮し、①我が国における外国人の生活環境の現状を把握するため、企業又は大学で勤務する外国人材及び留学生の生活環境の満足度等や、外国人材を雇用する企業が認識している当該外国人材の生活環境に関する課題等について整理するとともに、②住民への身近な行政サービスを担っているのは地方公共団体であることから、地方公共団体が実施している外国人の生活環境の改善に係る取組に着目し、より効果的な当該取組の横展開に資するため、他の地方公共団体の参考になると考えられる取組例について整理することに重点を置くこととした。

(1)　生活環境に関する外国人材、留学生及び企業の認識

我が国における外国人の生活環境の現状を把握するため、企業勤務の外国人材（232 人）、大学勤務の外国人材（82 人）及び留学生（61 人）（以下、これらの外国人材等を総称する場合は「調査対象外国人」という。）に対し、日本での生活環境について満足度や魅力・長所、短所・困っている点やこれらへの所属先企業・大学の対応、日本での生活環境の改善のために必要な公的支援についてヒアリングを行った。また、外国人材を雇用する企業（55 企業）に対し、当該外国人材の日本での生活環境に関する課題や、当該課題に対応するために実施したことのほか、当該外国人材の生活環境の改善のために必要な公的支援についてヒアリングを行った。

ア　外国人材及び留学生の認識

調査対象外国人 375 人に対し、日本での生活環境の満足度を聴取したところ、図表 4-(1)-①のとおり、129 人（34.4%）が「かなり満足」、182 人（48.5%）が「やや満足」との認識をそれぞれ示した。日本での生活環境に満足している者が全体の 8 割を超えている一方、不満を感じている者は 2%程度にすぎないことから、調査対象外国人の日本での生活環境の満足度は高いことがうかがわれる。

図表 4-(1)-①　日本での生活環境の満足度

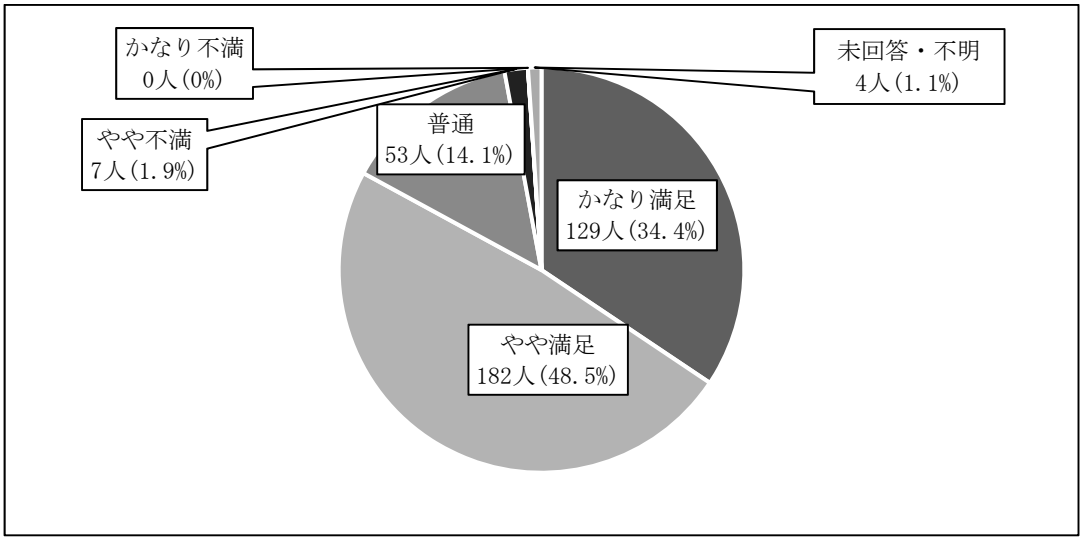

（注）当省の調査結果による。

あわせて、調査対象外国人 375 人に対し、日本での生活環境の具体的な魅力・長所、短所や困っている点についても聴取した。

まず、日本での生活環境の魅力・長所を聴取したところ、図表 4-(1)-②のとおり、特になしと認識する 9 人を除く 366 人のうち、「治安が良い」を挙げた者が 329 人（89.9%）と最も多く、次いで「健康保険が充実」の 239 人（65.3%）、「日本文化を体験できる」の 229 人（62.6%）の順となっていた。一方、「住宅の確保が容易」を挙げた者は 80 人（21.9%）にとどまっていたほか、「行政サービスの多言語化が充実」や「帰国しても継続

可能な年金制度」、「英語や母国語でも通える病院が多い」を挙げた者もそれぞれ全体の 1 割未満となっていた。

図表 4-(1)-②　日本での生活環境の魅力・長所

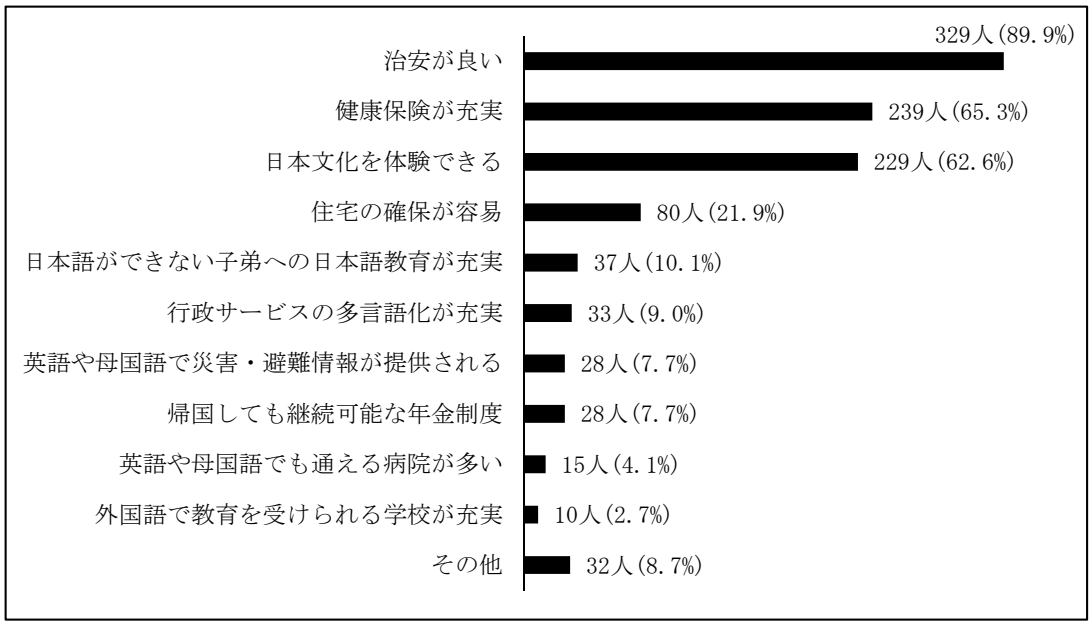

（注）1　当省の調査結果による。
2　複数の魅力・長所を挙げた者については、それぞれ計上している。
3　（　）内は、調査対象外国人 375 人のうち、魅力・長所は特にないと認識する 9 人を除く 366 人に占める割合である。

図表 4-(1)-③　日本での生活環境の魅力・長所に関する調査対象外国人の意見の例

区分	外国人情報	意見の内容
健康保険が充実	インド、45 歳、女性	日本の健康保険制度は、母国よりもかなり充実していると感じる。
日本文化を体験できる	米国、28 歳、女性	日本文化に関するイベント（地域国際化協会等での各種体験）がたくさん開催されており、それに参加することで、日本文化を体験している。

（注）当省の調査結果による。年齢は、2018 年 4 月現在のものである。

同様に、日本での生活環境の短所や困っている点も聴取したところ、調査対象外国人の 7 割（375 人中 274 人）が日本での生活環境の短所や困っている点を挙げている。その結果を整理すると、具体的には、図表 4-(1)-④のとおり、「住宅の確保が困難」を挙げた者が 102 人（37.2%）と最も多く、次いで、「英語や母国語でも通える病院が少ない」の 101 人(36.9%)、「行政サービスの多言語化が不十分」の 75 人（27.4%）、「帰国すると日本の年金が継続できない」の 67 人（24.5%）などとなっていた。

図表 4-(1)-④　日本での生活環境の短所や困っている点

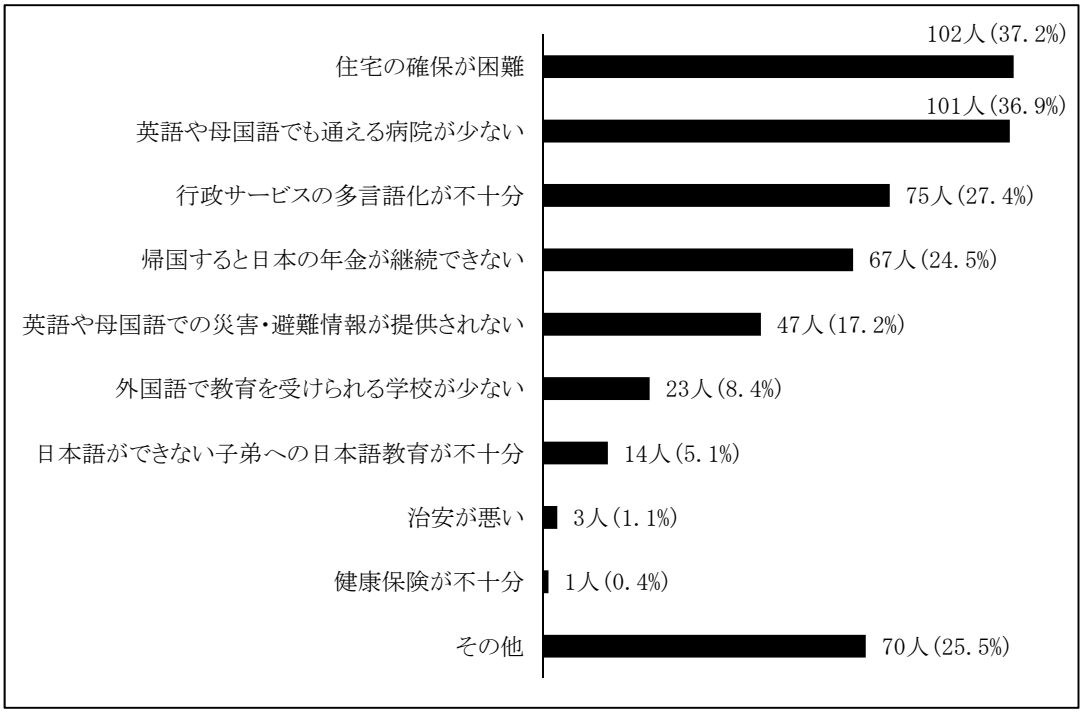

（注）1　当省の調査結果による。

2　複数の短所・困っている点を挙げた者については、それぞれ計上している。

3　生活環境上の短所・課題があると認識する 274 人から聴取した結果であり、（　）内は 274 人に占める割合である。

図表 4-(1)-⑤　日本での生活環境の短所や困っている点に関する調査対象外国人の意見の例

区分	外国人情報	意見の内容
住宅の確保が困難	米国、28 歳、女性	来日して住居を探す際に、外国人が借りられる条件が厳しく（そもそも外国人が借りられない物件や 1 年間の在留資格では借りられない物件が多い）、最終的に物件を見つけるまでに約 2 か月を要した。勤務先からの支援も全くなかった。
	中国、29 歳、男性	外国人が入居できる住居が少ない印象があるほか、住居を借りる際に保証人を求められることが多いことから、外国人が良い住居を確保することが困難になっている。
英語や母国語でも通える病院が少ない	米国、28 歳、女性	スポーツをしているため、ケガをすることが多く、病院に行く機会が多いが、英語で対応してくれる病院が少ない。
	ウズベキスタン、30 歳、男性	日本語が十分でない友人から、英語で受診できる病院が少ないため、医師に説明す

		るのに苦労したという話を聞いたことがある。

（注）当省の調査結果による。年齢は、2018 年 4 月現在のものである。

また、日本での生活環境の短所や困っている点を挙げた上記 274 人に対して、これらの点への所属先の企業・大学の対応状況についても聴取したところ、図表 4-(1)-⑥のとおり、「所属先の企業・大学の対応あり」と認識する者は 274 人中 125 人（45.6%）と全体の半数弱にとどまっていた。具体的な対応内容について、聴取した結果を整理すると、図表 4-(1)-⑦のとおり、「住宅をあっせん」を挙げた者が 125 人中 49 人（39.2%）で最も多く、次いで「住民登録などの行政手続に同行」の 42 人（33.6%）、「英語や母国語でも通える病院を紹介」の 22 人（17.6%）などとなっていた。

図表 4-(1)-⑥　短所や困っている点への所属先の企業・大学の対応の有無

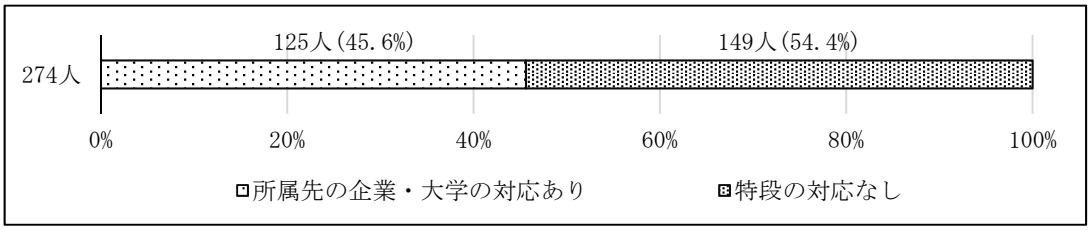

（注）当省の調査結果による。

図表 4-(1)-⑦　短所や困っている点への所属先の企業・大学の対応

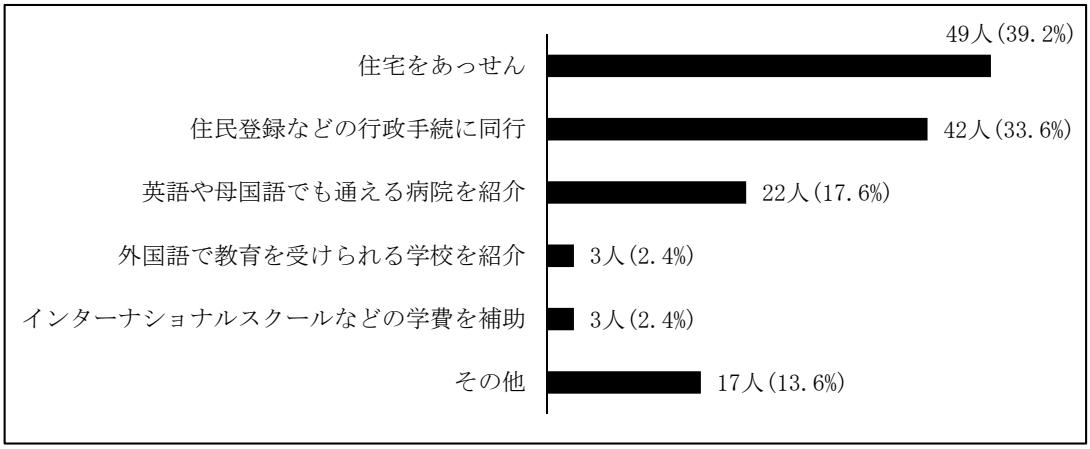

（注）1　当省の調査結果による。

2　所属先の企業・大学の対応内容について複数のものを挙げた者については、それぞれ計上している。

3　日本での生活環境の短所や困っている点に対する「所属先の企業・大学の対応あり」と認識する 125 人から聴取した結果であり、（　）内は 125 人に占める割合である。

図表 4-(1)-⑧　短所や困っている点への所属先の企業・大学の対応に関する調査対象外国人の意見の例

区分	外国人情報	意見の内容
住宅をあっせん	ドイツ、37 歳、男性	会社が連帯保証人になってくれることはなかったが、入居先が決まるまでの間、マンスリーマンションを手配してくれたため、有料ではあったが当面の間は住むところを確保することができた。
	台湾、25 歳、女性	住宅の賃貸借契約では、代表取締役が保証人となってくれたほか、在留期間更新手続の際には、同僚の日本人が同行してくれた。
住民登録などの行政手続に同行	台湾、30 歳、女性	住民登録に当たって、会社から日本人の同僚が同行して手続の補助を行ってくれるほか、ビザ申請手続等に当たっての必要書類も示してくれる。

（注）当省の調査結果による。年齢は、2018 年 4 月現在のものである。

さらに、調査対象外国人 375 人に対し、日本での生活環境の改善のために必要な公的支援の必要性を聴取したところ、図表 4-(1)-⑨のとおり、339 人（90.4%）が、支援が必要と認識している。具体的な支援の内容について、聴取した結果を整理すると、図表 4-(1)-⑩のとおり、「外国人が借りられる住居の拡大や情報提供」を挙げた者が 339 人中 216 人(63.7%)と最も多く、次いで「英語や母国語でも通える病院の拡大や情報提供」の 149 人（44.0%)、「日本と母国の年金の接続」の 148 人（43.7%)、「行政サービスの多言語化の推進」の 112 人（33.0%）の順となっていた。

図表 4-(1)-⑨　日本での生活環境の改善のための公的支援の必要性の有無

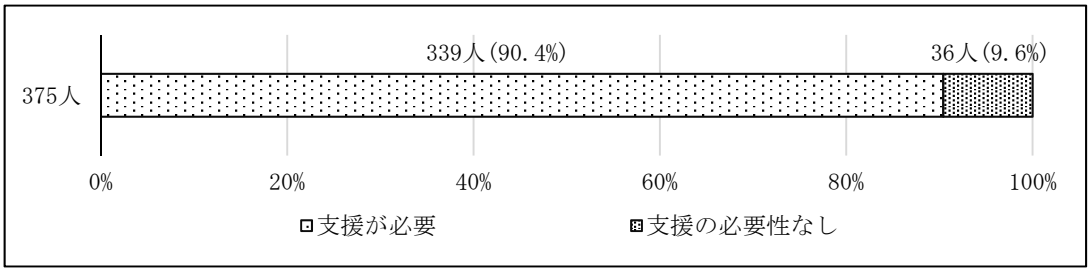

（注）当省の調査結果による。

図表 4-(1)-⑩　日本での生活環境の改善のために必要な公的支援

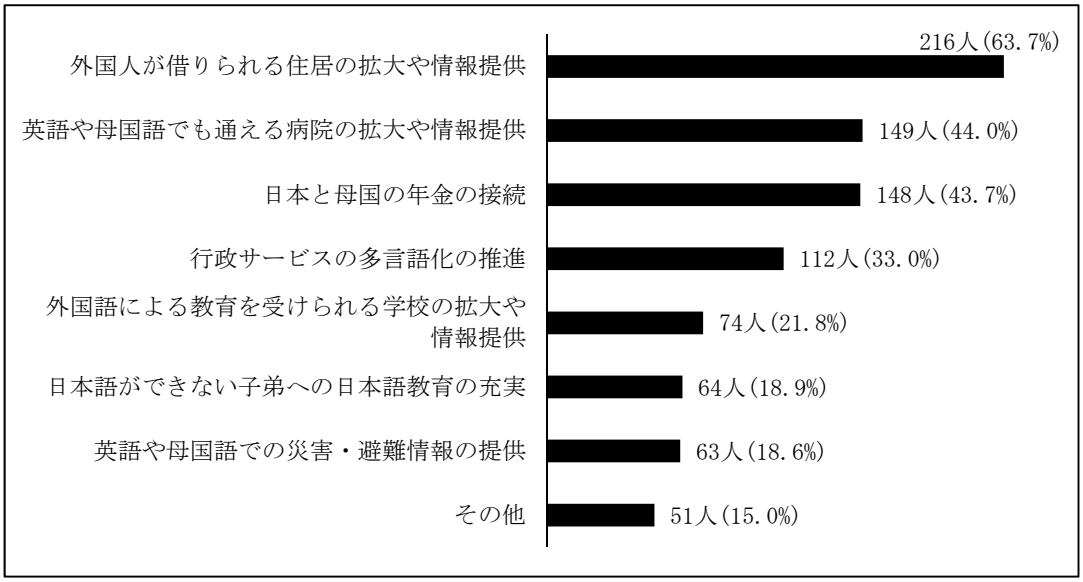

（注）1　当省の調査結果による。

2　複数の公的支援を挙げた者については、それぞれ計上している。

3　日本での生活環境の改善のために公的支援が必要と認識する339人から聴取した結果であり、(　)内は339人に占める割合である。

図表 4-(1)-⑪　日本での生活環境の改善のために必要な公的支援に関する調査対象外国人の意見の例

区分	外国人情報	意見の内容
外国人が借りられる住居の拡大や情報提供	インド、26歳、女性	行政や不動産業者から住居に関する情報提供を受けたい。
	ベトナム、27歳、男性	会社が用意した住居が気に入らず、自分で住居を探す必要がある場合、日本語ができない外国人は住居を探すことが困難であるので、日本語ができない外国人でも、住居の広さや家賃といった住宅情報が容易に分かり、入居手続が簡単にできる窓口等があればよい。
	韓国、33歳、男性	外国人というだけで契約を断られる物件もあることから、外国人でも契約可能で連帯保証人を必要としない賃貸住宅の情報を提供してもらいたい。
英語や母国語でも通える病院の拡大や情報提供	台湾、39歳、男性	外国人のための病院に係る情報を余り見たことがないため、情報提供の充実化を進めてほしい。
	インド、26歳、女性	外国語で心理的・精神的な診察・相談を受け付けてもらえる医療機関（心療内科等）の充実を望んでいる。ストレスで

		体調を崩してしまったら帰国するしかなくなるので、外国人の定着を図るためにもケアが受けられる環境を整備してほしい。

（注）当省の調査結果による。年齢は、2018 年 4 月現在のものである。

イ　企業の認識

調査対象 55 企業に対し、採用した外国人材の定着のために対応すべき生活環境上の課題について聴取したところ、図表 4-(1)-⑫のとおり、55 企業中 29 企業（52.7%）が、何らかの課題があると認識している。これらの企業が挙げている課題について聴取した結果を整理すると、図表 4-(1)-⑬のとおり、「行政サービスの多言語化が不十分」を挙げたものが 29 企業中 13 企業（44.8%）と最も多く、次いで「住宅の確保が困難」の 12 企業（41.4%）、「英語や母国語でも通える病院が少ない」及び「帰国すると日本の年金が継続できない」の 9 企業（31.0%）の順となっていた。

図表 4-(1)-⑫　採用した外国人材の定着のために対応すべき生活環境上の課題の有無

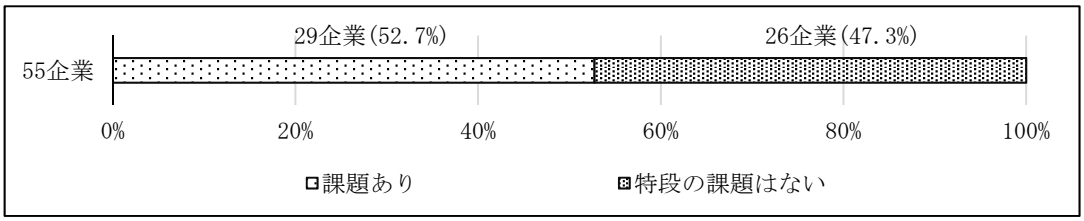

（注）当省の調査結果による。

図表 4-(1)-⑬　採用した外国人材の定着のために対応すべき生活環境上の課題

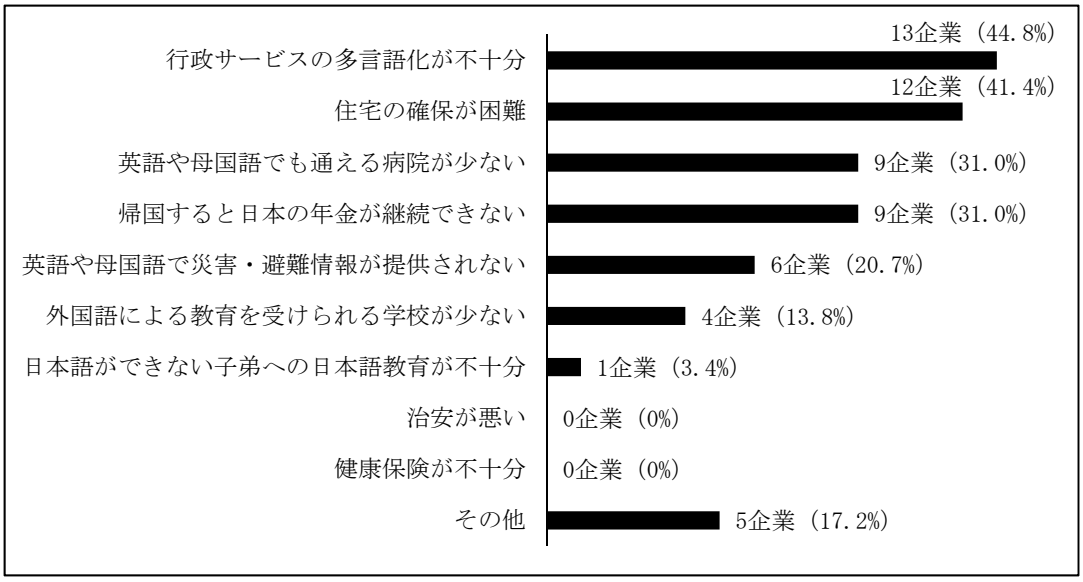

（注）1　当省の調査結果による。
　　2　複数の課題を挙げた企業については、それぞれ計上している。

3　生活環境上の課題があると認識する 29 企業から聴取した結果であり、(　)内は 29 企業に占める割合である。

図表 4-(1)-⑭　採用した外国人材の定着のために対応すべき生活環境上の課題に関する企業の意見の例

区分	企業情報	意見の内容
行政サービスの多言語化が不十分	中小企業（その他） 外国人従業員割合 40.0%	年金保険料の督促状など、役所から送付される文書は日本語のみで記載され、外国人にとっては容易に理解できない。
	大企業（製造業） 外国人従業員割合 3.1%	日本語が分からない外国人の社員が役所で住民異動届の手続をする際、役所の担当職員は日本語での会話しかできないので、日本語ができる外国人社員が同行して手続を支援している。
住宅の確保が困難	大企業（製造業） 外国人従業員割合 1.5%	外国人であることを理由に民間住宅の賃貸を断られた例があった。
	中小企業（商業） 外国人従業員割合 5.8%	大学在学中は、所属大学が住居の賃貸契約に係る保証人となっていたが、就職に伴う転居時の保証人を確保するのに苦労した新卒者がいた。

（注）当省の調査結果による。企業情報は、2018 年 4 月現在のものである。

次に、採用した外国人材の定着のために対応すべき生活環境上の課題があると認識する上記 29 企業に対し、その課題に対応するために実施したことについて聴取したところ、図表 4-(1)-⑮のとおり、29 企業中 17 企業（58.6%）が何らかの対応を執っているとしていた。具体的には、図表 4-(1)-⑯のとおり、「住民登録などの行政手続に同行」を挙げたものが 17 企業中 9 企業（52.9%）、「住宅をあっせん」を挙げたものが 8 企業（47.1%）などとなっていた。一方で、図表 4-(1)-⑮のとおり、外国人材の生活環境上の課題を認識しているが特に対応していないものも、29 企業中 12 企業（41.4%）みられた。

図表 4-(1)-⑮　外国人材の生活環境上の課題への対応の有無

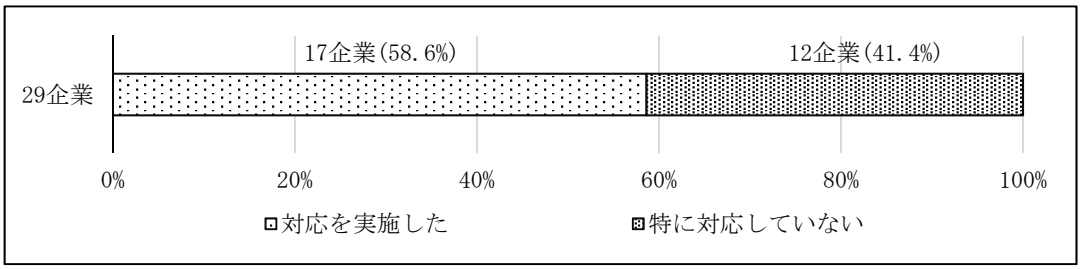

（注）当省の調査結果による。

図表 4-(1)-⑯　外国人材の生活環境上の課題に対応するために実施したこと

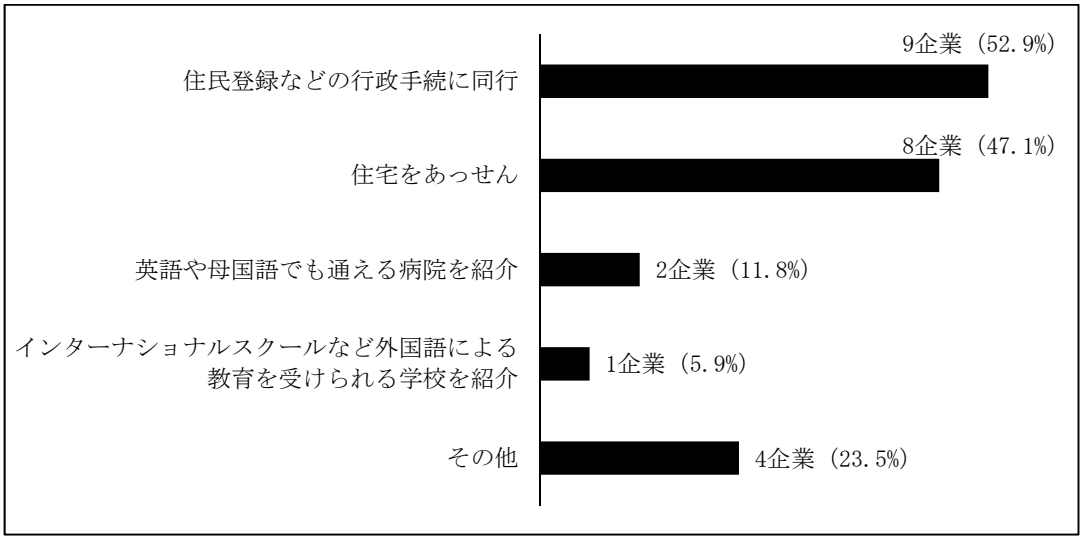

（注）1　当省の調査結果による。
2　複数の対応内容を挙げた企業については、それぞれ計上している。
3　生活環境上の課題に対応を執っている 17 企業から聴取した結果であり、（　）内は 17 企業に占める割合である。

図表 4-(1)-⑰　外国人材の生活環境上の課題に対応するために実施したことに関する企業の意見の例

区分	企業情報	意見の内容
住民登録などの行政手続に同行	大企業（製造業） 外国人従業員割合 0.3%	日本語が全くできない外国人を採用しているため、来日時は会社の同僚が同行することとしている。
	中小企業（製造業） 外国人従業員割合 10.4%	居住地の市町村役場で住民登録を行う際、先輩の外国人社員が同行するなどしている。
住宅をあっせん	中小企業（製造業） 外国人従業員割合 9.5%	単身者には社有のワンルームマンションを提供しており、戸数が足りない場合は、マンスリーマンション等を借り上げている。

（注）当省の調査結果による。企業情報は、2018 年 4 月現在のものである。

また、調査対象 55 企業に対し、雇用している外国人材の生活環境の改善のために必要な公的支援について聴取したところ、図表 4-(1)-⑱のとおり、38 企業（69.1%）が、何らかの支援が必要と認識していた。これらの企業が挙げている支援について、聴取した結果を整理すると、図表 4-(1)-⑲のとおり、「外国人が借りられる住居の拡大や情報提供」及び「行政サービスの多言語化の推進」が共に 38 企業中 23 企業（60.5%）と最も多

く、次いで「日本と母国の年金の接続」の 21 企業（55.3%）、「英語や母国語でも通える病院の拡大や情報提供」の 19 企業（50.0%）の順となっていた。

図表 4-(1)-⑱　雇用している外国人材の生活環境の改善のための公的支援の必要性の有無

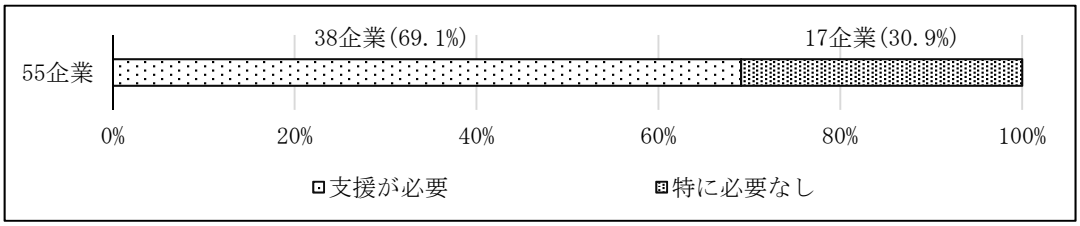

（注）当省の調査結果による。

図表 4-(1)-⑲　雇用している外国人材の生活環境の改善のために必要な公的支援

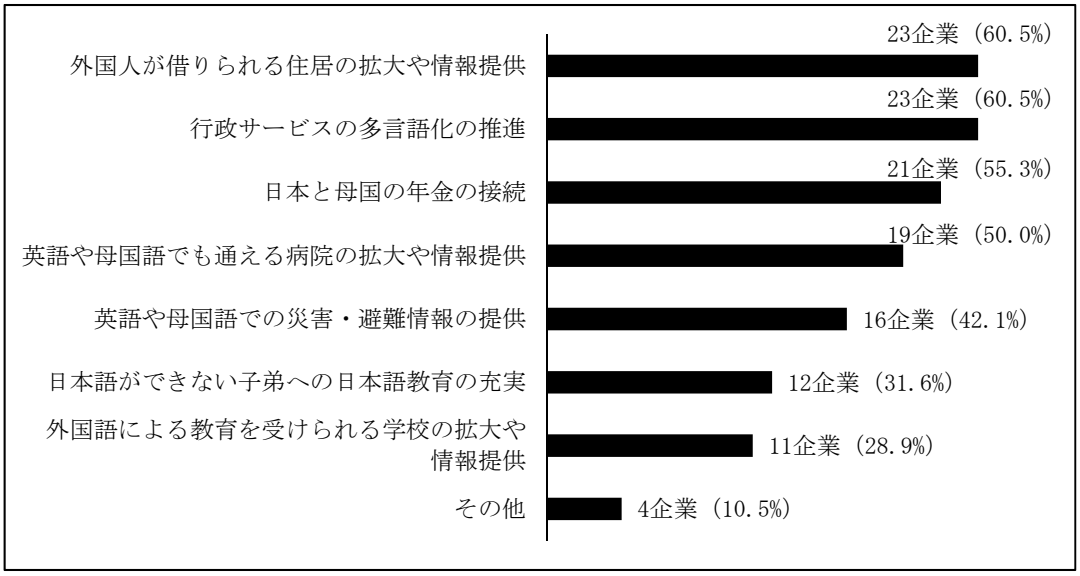

（注）1　当省の調査結果による。

2　必要な支援について複数のものを挙げた企業については、それぞれ計上している。

3　雇用している外国人材の生活環境の改善のために何らかの公的支援を必要と認識する 38 企業から聴取した結果であり、（　）内は 38 企業に占める割合である。

図表 4-(1)-⑳　雇用している外国人材の生活環境の改善のために必要な公的支援に関する企業の意見の例

区分	企業情報	意見の内容
外国人が借りられる住居の拡大や	大企業（宿泊業） 外国人従業員割合 2.2%	外国人材にあっせんできるような物件の情報提供があればよい。

情報提供	大企業（情報通信等） 外国人従業員割合 0.7%	外国人だからというだけで契約を断られることがあるため、連帯保証人を必要としない賃貸住宅の情報提供及び外国人を受け入れる公営住宅の提供があればよい。
	中小企業（商業） 外国人従業員割合 5.8%	住宅の賃貸契約時に必要な保証人制度について、地方公共団体等が運営する公的な保証制度があればよい。
行政サービスの多言語化の推進	大企業（小売業） 外国人従業員割合 1.8%	当社の外国人社員については、今後、結婚・出産等が想定されるため、扶養手当等の役所の関係書類が外国人社員にとって分かりやすくなればよい。

（注）当省の調査結果による。企業情報は、2018 年 4 月現在のものである。

以上、我が国における外国人の生活環境の現状を把握するため、調査対象外国人・企業にヒアリングを行った結果について述べてきた。これまで述べてきたことを改めて概括すると、次のとおりである。

○　調査対象外国人の日本での生活環境の満足度は総体的に高いことがうかがわれるものの、一方で、その多くが、「住宅の確保が困難」、「英語や母国語でも通える病院が少ない」、「行政サービスの多言語化が不十分」、「帰国すると日本の年金が継続できない」など、日本での生活環境について短所と感じている点や困っている点を挙げている。

○　調査対象企業においても、その半数が、採用した外国人材の定着のために対応すべき生活環境上の課題として、「行政サービスの多言語化が不十分」、「住宅の確保が困難」、「英語や母国語でも通える病院が少ない」、「帰国すると日本の年金が継続できない」などを挙げている。

○　しかしながら、このような事項への調査対象外国人の所属先の企業・大学の対応は必ずしも十分とはいえない状況がみられる。

○　調査対象外国人・企業の多くが、外国人の生活環境の改善のためには公的支援が必要と認識しており、具体的な支援としては、①外国人が借りられる住居の拡大や情報提供、②英語や母国語でも通える病院の拡大や情報提供、③日本と母国の年金の接続、④行政サービスの多言語化の推進、といった事項が多く挙げられている。

調査対象外国人・企業へのヒアリングの結果を踏まえると、我が国における外国人の生活環境のうち、特に①住宅、②医療、③行政サービス、④年金に係る事項について、その一層の改善・充実が求められているものと考えられる。このような外国人の生活環境の改善に向けて、様々な主体がそれぞれの役割を通じて積極的に取り組むことが望まれるが、その中でも、住民への

身近な行政サービスを担う地方公共団体の役割が取り分け重要であると考えられる。

(2) 生活環境の改善に資する施策の取組状況

本細目では、地方公共団体が実施している外国人の日本での生活環境の改善に資する施策の取組状況について整理した。具体的には、2009 年報告書や政府の成長戦略、前記(1)の調査対象外国人・企業へのヒアリング結果等を踏まえて選定した①住宅、②医療、③行政サービス、④教育の 4 分野について、調査対象地方公共団体（14 都道府県、14 都道府県教育委員会、16 市区村、16 市区村教育委員会）における当該施策の取組状況を把握し、これら 4 分野ごとに、他の地方公共団体の参考になると考えられる取組例を中心に整理した。

ア 住宅

都道府県の中には、国の補助事業（国土交通省が 2006 年度から 2010 年度まで実施した「あんしん賃貸支援事業」）を契機として、高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯といった民間賃貸住宅への入居を制限される傾向のある世帯が安心して民間賃貸住宅に入居できるよう、①これら世帯を受け入れる民間賃貸住宅（以下「あんしん賃貸住宅」という。）に関する情報提供、②これら世帯の民間賃貸住宅への入居を仲介する不動産店（以下「あんしん賃貸住宅協力店」という。）に関する情報提供、③これら世帯に対する居住支援を行う団体（以下「あんしん賃貸支援団体」という。）に関する情報提供などを実施しているものがみられる。また、外国人住民の住宅の確保を支援する独自の取組を行っている都道府県もみられる。

今回、調査対象 14 都道府県におけるこれらの取組の実施状況を調査した結果は、次のとおりである。

(ｱ) あんしん賃貸住宅、あんしん賃貸住宅協力店及びあんしん賃貸支援団体に関する情報提供

①あんしん賃貸住宅に関する情報提供、②あんしん賃貸住宅協力店に関する情報提供及び③あんしん賃貸支援団体に関する情報提供の実施状況をみると、2018 年 4 月 1 日現在、調査対象 14 都道府県中 7 都道府県が①から③の取組全てを実施しており、更に 1 都道府県が②と③の取組を実施している。

なお、外国人住民の住宅の確保を支援する取組に関連して、2017 年 4 月の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）の改正により、外国人が「住宅確保要配慮者」として位置付けられるとともに、「新たな住宅セーフティネット制度」（①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修・入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援）が創設された。この制度が 2017 年 10 月から開始され

るのに併せ、国土交通省では、登録住宅に関する情報提供等を行うための「セーフティネット住宅情報提供システム」の運用を開始している。上記 7 都道府県のうち 3 都道府県では、あんしん賃貸住宅とあんしん賃貸支援団体に関する情報提供については、新たな住宅セーフティネット制度によって同様の取組が行われるようになったため、今後は同制度に一本化していく方向であるとしている（ちなみに、あんしん賃貸支援団体に関する情報提供に取り組んでいる調査対象都道府県の中には、あんしん賃貸支援団体の登録実績や登録団体の利用実績がないものもみられた。）。

(ｲ) 外国人住民の住宅の確保を支援する独自の取組

調査対象 14 都道府県のうち、神奈川県では、独自の取組として、外国籍県民に対する行政施策等について検討する会議からの提言を受け、外国籍県民の住まい探し等を支援する「外国人居住支援システム」（以下「システム」という。）を構築している。

システムの円滑な運営と推進を図るため、不動産業界団体、民族団体、各地域の国際交流協会、外国人支援ＮＧＯ・ＮＰＯ、行政（神奈川県、横浜市及び川崎市）等が連携・協力し、「外国人居住支援ネットワーク運営協議会」を設置、運営している（同運営協議会の事務局は神奈川県が担当）。また、同運営協議会では、「かながわ外国人すまいサポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）の支援、広報活動、相談対応スタッフや通訳ボランティアの研修等を実施している。

サポートセンターの概要については、図表 4-(2)-①のとおりである

図表 4-(2)-①　サポートセンターの概要

【設立の経緯等】

2000 年 10 月に神奈川県知事に提出された「外国籍県民かながわ会議」（注）の提言に外国籍県民の居住支援が盛り込まれたことを受け、不動産業界団体、外国籍県民かながわ会議、外国人支援ＮＧＯ・ＮＰＯ、横浜市、川崎市、神奈川県が連携・協力して、システムの構築に向けて検討を開始した。

その結果、2001 年 4 月から、多言語で外国籍県民の住まい探しを支援するサポートセンターが設置されることになった。

（注）公募で選ばれた外国籍県民（20 人以内）から構成される会議で、外国籍県民に対する行政施策等に関する知事への提言を行っている。

【事業の目的】

神奈川県内に在住又は在住を希望する外国人に対して、賃貸住宅の入居や退去に当たっての各種相談・支援事業を行い、共に生きるより良い地域社会づくりに寄与することを目的としている。

【事業内容】

1　多言語による相談窓口の設置・運営

英語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語及びポルトガル語の 5 言語（注）で次のような相談等に対応

（注）2018 年 10 月からは、ネパール語、タガログ語、ベトナム語及びタイ語が追加され、9 言語での対応となっている。

①　「外国人すまいサポート店」（注）の紹介

（注）外国人すまいサポート店は、外国人の賃貸住宅への入居を積極的に仲介する神奈川県内の不動産店として神奈川県に登録されているもの（神奈川県から配布される店頭ステッカーにより登録店であることを表示）で、その有効期限は 3 年間となっている（登録店からの取消しの申出がない限り登録は自動更新）。

②　言葉や習慣の違いから起きる入居後のトラブルに関する外国人・家主・不動産業者からの相談への対応

③　連帯保証人がいない場合における外国人すまいサポート店を通じての保証会社の紹介

④　公営住宅への入居に関する手続等の紹介

⑤　その他住宅に関する相談への対応

2　外国人すまいサポート店への支援

①　多言語（上記 5 言語にカンボジア語、ラオス語、ベトナム語及びネパール語を加えた 9 言語）で作成したマニュアルの提供

②　物件説明や契約等におけるサポートセンターのスタッフによる電話での対応又は通訳ボランティアの派遣

③　保証会社の情報など外国人への賃貸住宅の仲介に有用な情報の提供

④　外国人と外国人すまいサポート店及び家主との間でトラブルが発生した場合における関係機関との連携・協力を通じての対応

3　その他

①　ニュースレターの発行（年 3 回）

②　サポートセンター事業紹介のための講師派遣

③　イベント会場等での展示及び相談ブースの開設

④　研究会の開催

【利用件数】
外国人等から寄せられる相談等の内容が深刻化、多様化しているため、新規案件のみならず継続案件が増加していることから、サポートセンター全体の利用件数は増加傾向にある。

2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
982 件	1,021 件	1,131 件	1,181 件	1,357 件

（注）当省の調査結果による。

なお、調査対象 14 都道府県の中には、図表 4-(2)-②のとおり、外国人の住宅の確保に係る公的支援に取り組むことに消極的な意見を述べているものもみられた。

図表 4-(2)-②　外国人の住宅の確保に係る公的支援に関する調査対象都道府県の意見

外国人材が賃貸住宅を借りる際に日本人の保証人を求められるなどの実態があることは承知しているが、外国人留学生を含めて、外国人材を受け入れようとする機関が住まいの確保を行っているケースが多いことから、現時点では対策を講ずべき状況にない。
住宅確保要配慮者に対する支援は、ニーズの高い高齢者や障害者に対する支援が中心となっている。外国人材は各コミュニティの中での情報交換を通じて問題を解決していることから、行政に頼る場面が少ないこともあり、外国人材の住宅の確保については、行政上の課題とは認識していない。

（注）当省の調査結果による。

以上、外国人住民の住宅の確保への支援に係る調査対象都道府県の取組状況をみてきたが、他の地方公共団体にも参考となり得る独自の取組を実施している都道府県がある一方で、このような支援に取り組むことに必ずしも積極的ではない都道府県もみられるなど、調査対象都道府県の対応に温度差が見受けられた。他方、調査対象外国人・企業へのヒアリング結果によれば、外国人の生活環境上の課題や短所・困っている点として「住宅の確保が困難」を挙げる者や、外国人の生活環境の改善のための具体的な公的支援として「外国人が借りられる住居の拡大や情報提供」を挙げる者は少なくない。このことを踏まえると、やはり外国人住民の住宅の確保を支援することは重要であると考えられる。

イ　医療

都道府県の中には、登録したボランティアの医療通訳をその都道府県内に所在する医療機関に派遣するなど独自の取組を行っているものがみられる。

また、都道府県は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく「医療機能情報提供制度」(注) を通じて、都道府県内に所在する医療機関において対応可能な外国語の状況について公表している。

（注）住民・患者による病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の適切な選択を支援することを目的として、病院等の管理者に対し、当該病院等の有する医療機能に関する情報（以下「医療機能情報」という。）について、当該病院等の所在地の都道府県知事への報告を義務付けるとともに、都道府県知事は、報告された医療機能情報を集約・整理した上で、都道府県のホームページに掲載するなど、住民・患者が利用しやすい形で公表するもの。医療機能情報の一つとして、「対応することができる外国語の種類」が定められている。

今回、調査対象 14 都道府県におけるこれらの取組の実施状況を調査した結果は、次のとおりである。

(7) 医療通訳の派遣等

登録したボランティアの医療通訳を都道府県内に所在する医療機関に派遣する取組は、2018 年 4 月 1 日現在、調査対象 14 都道府県中 7 都道府県が実施している。

このうち、神奈川県及び愛知県は、図表 4-(2)-③のとおり、関係機関と当該取組を共同運営しているほか、福岡県は、図表 4-(2)-④のとおり、当該取組に加えて、年中無休の電話通訳サービスを福岡市と共同で実施している。

図表 4-(2)-③　関係機関と医療通訳の派遣に係る取組を共同運営している例

内容
神奈川県は、県内の市町、医師会、ＮＰＯ法人及び医療機関の協力を得て、医療通訳の派遣に係る取組を運営している。医療通訳の養成、派遣のコーディネート、関係機関等との連絡調整など当該取組の運営に必要な経費は、行政（県・市町)、ＮＰＯ法人及び医療機関で負担している。
愛知県は、県内の全市町村、医療関係団体（医師会、看護協会等)、関係大学と協議会を設置し、この協議会を通じて医療通訳の派遣に係る取組の制度設計や運営を行っている。特に、医師会が協議会の構成員として、当該取組の運営に積極的に関与していること、県内の全市町村が協議会の構成員となり、当該取組の運営に要する費用を負担していることが、当該取組の円滑な運営に寄与している。

（注）当省の調査結果による。

図表 4-(2)-④　医療通訳の派遣に加えて、年中無休の電話通訳サービスを実施している例

内容
福岡県は、2012 年 1 月 16 日に「福岡アジア医療サポートセンター」を開設（2015 年度からは、福岡市との共同事業として運営）し、県内の医療機関に医療通訳（英語、中国語、韓国語、タイ語及びベトナム語の 5 言語）の派遣（平日 9 時～18 時、盆・年末年始を除く）を実施している。 また、2014 年度から電話通訳サービスを開始し、2015 年 8 月からは、医療に関する案内サービス(外国人からの問合せに対し、日本の医療保険制度や外国人対応が可能な県内医療機関を電話で案内するサービス)を開始した。 さらに、2017 年度からは、電話通訳及び医療に関する案内サービスの対応言語を 3 言語から 15 言語（2019 年 1 月 1 日に 15 言語から 17 言語）へ拡大（英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、マレー語、タガログ語、ネパール語、スペイン語、ポルトガル語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロシア語、クメール語及びミャンマー語）するとともに、24 時間 365 日サービスを提供している。

（注）1　当省の調査結果による。
2　年中無休の電話通訳サービスについては、愛知県も同様の取組を実施しており、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語及びフィリピン語（フィリピン語のみ平日の 9 時から 18 時まで対応）の 6 言語に対応している。

(ｲ)　外国語での対応が可能な医療機関に関する情報提供

医療機能情報提供制度に基づく情報提供は、2018 年 4 月 1 日現在、調査対象 14 都道府県全てが実施しているが、そのうち 5 都道府県は、別途、外国語での対応が可能な医療機関に関する情報を一覧にしてホームページで公表するなどの取組も実施している。その具体例は、図表 4-(2)-⑤のとおりである。

図表 4-(2)-⑤　外国語での対応が可能な医療機関に関する情報提供に係る独自の取組の例

内容
北海道は、医療機能情報提供制度に基づき外国語（英語、中国語、韓国語又はロシア語）による対応が可能との報告を受けた病院等の情報を抽出してリストを作成し、これを英語、中国語、韓国語及びロシア語に翻訳したものを道庁のホームページに掲載している。 当該リストに掲載する病院等の基準としては、①原則として、会話能力がレベル 1（言葉に不自由することなく対応が可能）に該当する病院等、②地域にレベル 1 に該当する病院等が存在しない場合には、レベル 2（日常会話程度の会話力ではあるが、対応が可能）以下の病院等を掲載すること

としている。当該リストには、病院等の名称、所在地、対応できる言語に加え、救急病院等の認定の有無、クレジットカードの利用の可否等の情報も掲載している。
沖縄県国際交流・人材育成財団では、2017 年 4 月から、外国語での対応が可能な県内の医療機関を日本語及び英語で検索できるホームページを開設している。このホームページでは、医療機関の対応可能な言語、所在する地域及び診療科目を順次選択することにより、該当する医療機関の情報を入手できる。

（注）当省の調査結果による。

(ｳ) 多言語で医療機関の情報が検索可能なホームページの作成

「医療機能情報提供制度実施要領」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330013 号厚生労働省医政局長通知）では、都道府県知事は、医療機能情報をホームページで公表するに当たっては、住民・患者による病院等の選択に資するよう一定の検索機能を有するシステムを整備することとし、また、利便性向上の観点から、「外国語による情報提供」の機能を可能な限り追加することとされている。

調査対象 14 都道府県における多言語で医療機関の情報が検索可能なホームページの作成状況をみると、2018 年 4 月 1 日現在、8 都道府県は、医療機能情報提供制度に基づいて整備したホームページに多言語機能を付与して、外国語で検索ができるようにしている。その対応言語の状況については、英語のみである都道府県が 6 都道府県と最も多く、英語以外の言語（中国語及び韓国語）にも対応している都道府県は 2 都道府県にとどまっていた。

その他、4 都道府県は、医療機能情報提供制度に基づいて整備したホームページとは別のホームページに多言語機能を付与して、外国語で検索ができるようにしているが、いずれも、対応言語は英語のみとなっていた。

以上、外国人住民・患者に対する医療サービスの提供環境の整備に係る調査対象都道府県の取組状況をみてきたが、調査対象都道府県の中には、①医療機関への医療通訳の派遣に加え、年中無休の電話通訳サービスを実施したり、②医療機能情報提供制度に基づいて収集した情報を活用して、外国語での対応が可能な医療機関に関する情報を分かりやすく公表したりするなど、外国人住民・患者が医療サービスをより利用しやすいよう工夫しているものが見受けられた。その反面、ホームページにおける医療機関の情報の検索に係る多言語化に関しては、調査対象都道府県の多くが英語のみの対応となっている状況も見受けられた。他方、調査対象企業・外国人へのヒアリング結果によれば、外国人の生活環境上の課題や短所・困っている点として「英語や母国語でも通える病院が少ない」を挙げる者や、外国人の生活環境の改善のための具体的な公的支援として「英語や母国語

でも通える病院の拡大や情報提供」を挙げる者は少なくない。このことを踏まえると、外国人住民・患者に対する医療サービスの提供環境をより一層整備することは重要であると考えられる。

ウ　行政サービス

都道府県や市の多くは、多文化共生施策の推進に関する指針・計画（注1）を策定し、地域に所在する地域国際化協会（注2）等と連携しながら、①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくりといった、地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策に取り組んでいる。そのうち、「コミュニケーション支援」に係る取組としては、多言語による行政・生活情報の提供、多言語による相談活動（行政相談、生活相談、法律相談等）等を実施している。

また、地方公共団体の中には、大規模災害発生時に地域の外国人住民に対し多言語での災害・避難情報の提供等の支援を行う「災害多言語支援センター」（注3）を地域国際化協会等と連携するなどして整備しているものがみられる。さらに、災害発生時における多言語による災害・避難情報の提供に関し独自の取組を行っている地方公共団体もみられる。

今回、調査対象30都道府県等（14都道府県及び16市区村）における行政サービスの多言語化の推進に係るこれらの取組の実施状況を調査した結果は、次のとおりである。

（注1）「地域における多文化共生推進プランについて」（平成18年3月27日付け総行国第79号総務省自治行政局国際室長通知）では、各都道府県及び市区町村は、地域の実情と特性を踏まえ、「地域における多文化共生推進プラン」、「多文化共生の推進に関する研究会報告書」等を参考としつつ、多文化共生施策の推進に関する指針・計画を策定し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施する旨が定められている。

（注2）地域における国際化の推進の中核を担う民間の国際交流組織（一般財団法人等）であり、2018年2月現在、全国に62機関ある。

（注3）「災害多言語支援センター」は、1995年1月に発生した阪神・淡路大震災において外国人被災者に対し多言語での情報提供を行った「外国人地震情報センター」や、2007年7月に発生した新潟県中越沖地震における「柏崎災害多言語支援センター」の活動を契機として整備されるようになったものであり、一般財団法人自治体国際化協会では、地方公共団体が災害多言語支援センターを設置・運営する際の参考資料として、「災害多言語支援センター設置運営マニュアル」（2009年3月）を作成・公表している。

(7)　都道府県等のホームページの多言語化

地域住民に対し様々な行政・生活情報を提供する手段としての都道府県等のホームページの多言語化は、2018年4月1日現在、調査対象30都道府県等全てが実施している。

言語別の対応状況をみると、図表4-(2)-⑥のとおり、「英語」、「中国語」及び「韓国語」の3言語は調査対象30都道府県等全てで対応して

おり、「スペイン語」や「ポルトガル語」に対応している都道府県等も全体の半数程度みられた。また、対応言語数別の状況については、図表4-(2)-⑦のとおり、多くの都道府県等は 10 言語未満となっているが、中には 80 以上の言語に対応している都道府県等もみられた。

図表 4-(2)-⑥　調査対象都道府県等のホームページにおける言語別の対応状況

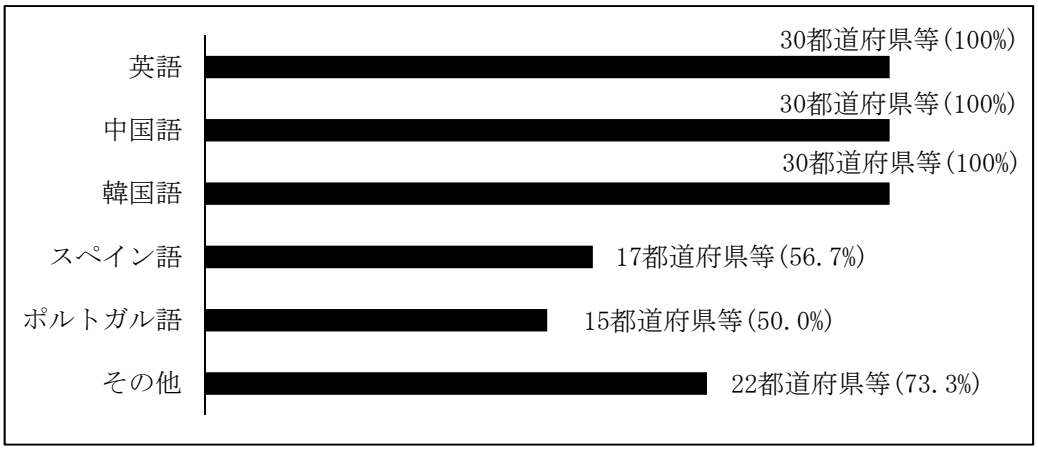

（注）1　当省の調査結果による。
　　2　「その他」は、タガログ語、タイ語、ベトナム語等である。
　　3　（　）内は、調査対象 30 都道府県等に占める割合である。

図表 4-(2)-⑦　調査対象都道府県等のホームページにおける対応言語数別の状況

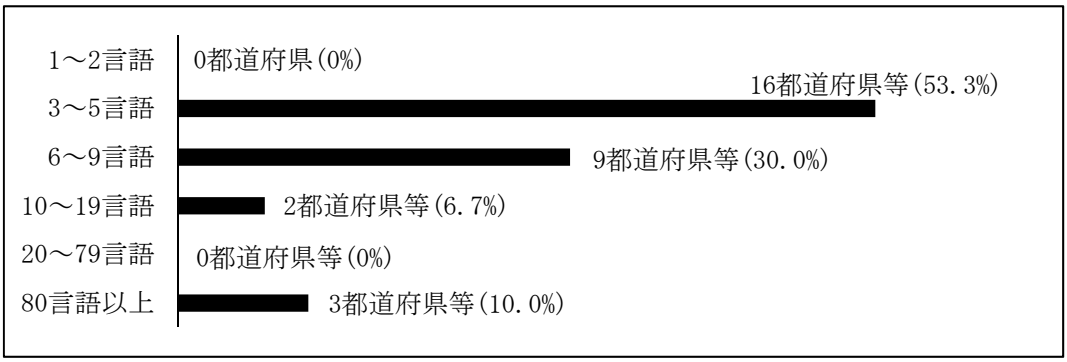

（注）1　当省の調査結果による。
　　2　日本語は対応言語数にカウントしていない。
　　3　（　）内は、調査対象 30 都道府県等に占める割合である。

(ｲ)　外国人向けの行政・生活情報の提供の仕方を工夫した取組

調査対象 30 都道府県等のうち、東京都及び広島県は、図表 4-(2)-⑧のとおり、外国人住民が様々な行政・生活情報等を一元的に入手できるよう、多文化共生に関する専用ポータルサイトをホームページとは別に開設している。また、図表 4-(2)-⑨のとおり、新規転入外国人を対象にイベントを開催したり、外国人住民向けサービスを周知するハガキを送付したりするなどの取組もみられた。

図表 4-(2)-⑧　多文化共生に関する専用ポータルサイトを開設している例

内容
東京国際交流委員会は、2016 年 2 月に東京都が策定した「東京都多文化共生推進指針」に基づき、東京都や都内区市町村等が個別に提供している生活情報や防災情報等を一元的に入手できる専用サイト「Life in Tokyo」を 2016 年度から開設、運営している。 同サイトでは、外国人が安心して東京で暮らし、生活をより楽しめるように、東京都内の暮らしに関する情報を提供している。「地域」、「カテゴリー」又はキーワードから外国人相談窓口や国際交流イベント、地域の魅力を発信するコラムなどの情報を検索することができ、日本語及び英語での閲覧が可能となっている（注）。 （注）日本語及び英語以外の言語での閲覧については、翻訳機能を利用することによって閲覧が可能となっている。
広島県は、県内で生活する外国人が様々な暮らしの情報を入手しやすくし、生活に役立ててもらうためのサイト「Live in Hiroshima」を 2018 年 2 月から開設している。 同サイトでは、広島県や県内市町等が多言語化した様々な行政情報を分野別（生活、防災・安全、子育て、医療・福祉及び外国人相談窓口）にまとめて掲載するとともに、交流イベント等の情報発信も行っており、最大で英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語及びスペイン語の 7 言語での閲覧が可能となっている。

（注）当省の調査結果による。

図表 4-(2)-⑨　新規転入外国人を対象としたイベントの開催等によって外国人向けの行政・生活情報を提供している例

事項	内容
新規転入外国人を対象に行政・生活情報の提供等を行うイベントの開催（港区）	港区国際交流協会では、港区に住民登録を行って間もない外国人を主な対象とした「ウェルカムバスケット」事業を 2014 年度から実施している。港区での生活に最低限必要な情報（行政機関、医療機関、避難場所、ゴミの出し方等）をやさしい日本語や英語等で伝えるとともに、日常生活で不便に感じていること等の相談にも対応している。
新規転入外国人や留学生に対する外国人住民向けサービスの周知（東広島市）	東広島市は、2013 年度から、新規転入外国人に対し、市の外国人相談窓口や日本語教室など外国人住民向けのサービスを周知するハガキ（英語、中国語、ポルトガル語）を送付している。2016 年度からは、市内を 4 地域に

	分け、各地域の特性に応じた内容（例えば、各地域で開催している日本語教室の日時・場所等を記載）を 4 言語（英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語）で送付している。 　また、広島大学で開催される留学生向けガイダンスに市の職員が参加し、外国人相談窓口の周知など外国人住民向けサービスの説明を行っている。 　東広島市では、例えば外国人相談窓口での相談件数は 2013 年度の 2,618 件から 2017 年度には 3,635 件に増加しており、これらの周知の取組による効果もあると考えられるとしている。

（注）当省の調査結果による。

(ｳ)　多言語による相談活動

多言語による相談活動は、図表 4-(2)-⑩のとおり、2018 年 4 月 1 日現在、調査対象 30 都道府県等中 28 都道府県等が実施している。これを実施主体別にみると、①地方公共団体が実施しているもの、②地域国際化協会等が実施しているもの、③地方公共団体と地域国際化協会等の双方が実施しているものに分けられる。

図表 4-(2)-⑩　調査対象都道府県等における多言語による相談活動の実施状況

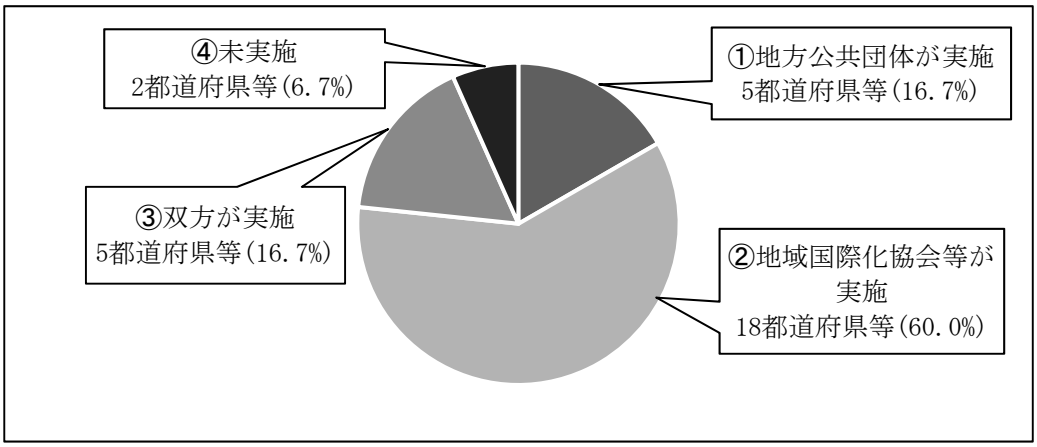

（注）当省の調査結果による。

これら相談活動における言語別の対応状況をみると、図表 4-(2)-⑪のとおり、「英語」は 28 都道府県等全てで対応しており、「中国語」や「韓国語」も多くの都道府県等で対応している。「スペイン語」や「ポルトガル語」に対応している都道府県等は、全体の半数程度となっている。

また、対応言語数別の状況については、図表 4-(2)-⑫のとおり、3 言語（英語、中国語及び韓国語の組合せなど）に対応している都道府県等が 9 都道府県等と最多になっているが、例えば、タガログ語、ベトナム語、タイ語といった東南アジア諸国の言語も加えることで、より多くの言語に対応できるようにしている都道府県等もみられる。

図表 4-(2)-⑪　調査対象都道府県等の多言語による相談活動における言語別の対応状況

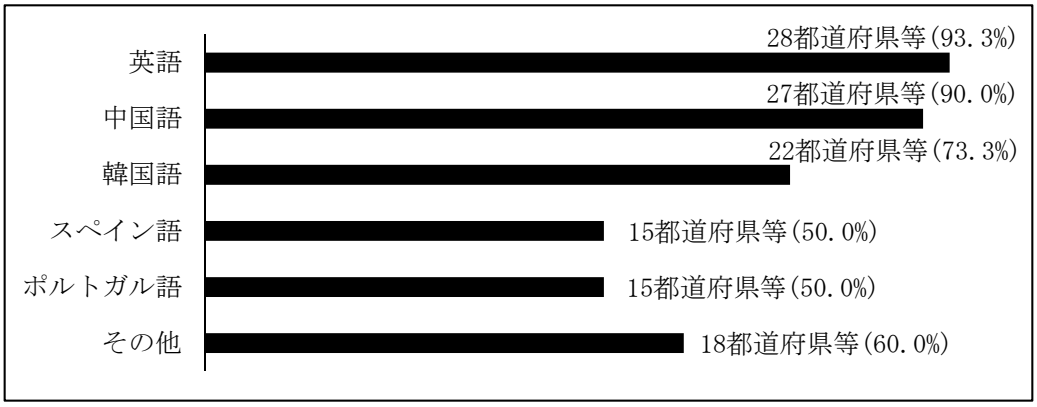

（注）1　当省の調査結果による。
2　「その他」は、タガログ語、ベトナム語等である。
3　（　）内は、調査対象 30 都道府県等に占める割合である。
4　「多言語による相談活動」は、行政相談、生活相談、法律相談など個々の相談活動から構成されていることから、「多言語による相談活動」のうちの個々の活動によって対応が異なる場合がある。

図表 4-(2)-⑫　調査対象都道府県等の多言語による相談活動における対応言語数別の状況

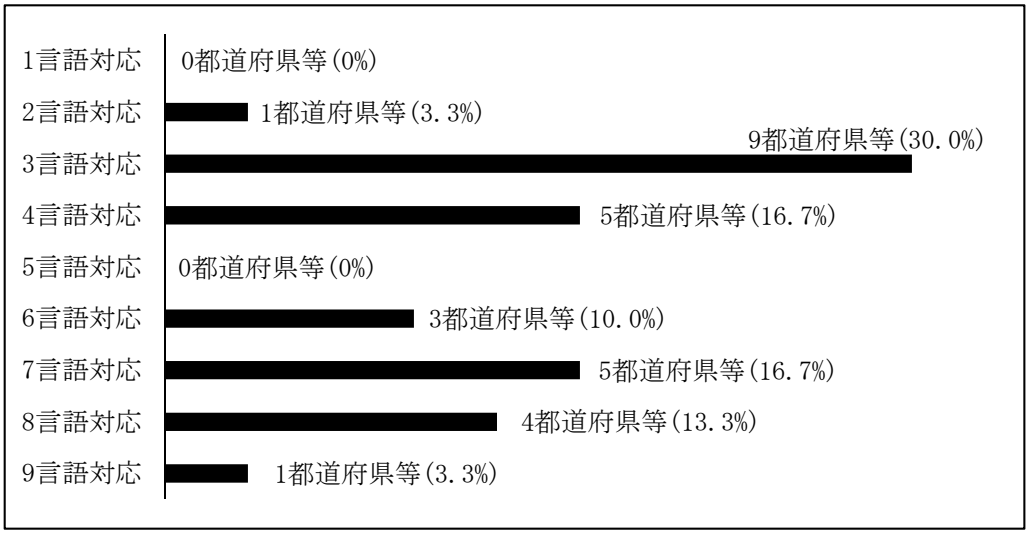

（注）1　当省の調査結果による。
2　日本語は対応言語数にカウントしていない。
3　（　）内は、調査対象 30 都道府県等に占める割合である。
4　「多言語による相談活動」は、行政相談、生活相談、法律相談など個々の

相談活動から構成されていることから、「多言語による相談活動」のうちの個々の活動によって対応が異なる場合がある。

調査対象30都道府県等の中には、図表4-(2)-⑬のとおり、年中無休の多言語コールセンターの開設など、きめ細かな「多言語による相談活動」を実施しているものがみられた。

図表4-(2)-⑬　きめ細かな「多言語による相談活動」の実施例

事項	内容
年中無休の多言語コールセンターの開設（札幌市）	札幌市コールセンターは、仕事の都合などで市役所の開庁時間帯に問合せができない市民等に対応するため、年中無休で午前8時から午後9時まで開設しており、2004年7月から英語、2010年12月から中国語及び韓国語でも問合せ可能となっている。 同コールセンターでは、札幌市内の外国人住民等からの生活情報に関する問合せに加え、交通機関やイベント情報に関する問合せ等にも対応している。
テレビ通訳を活用した多言語による相談対応（港区）	港区は、区役所の窓口における外国人住民からの相談に対応するため、2016年度からタブレット端末（区役所の窓口に備付け）を利用したテレビ通訳システムを導入している。同システムを利用することによって、区役所の国際化・文化芸術担当窓口に配置されている外国人相談員（英語）の不在時や、外国人相談員が対応できない中国語、韓国語、タイ語、ロシア語、スペイン語及びポルトガル語でも対応することが可能となっている。

（注）当省の調査結果による。

(ｴ)　災害発生時における多言語による災害・避難情報の提供等

災害発生時における多言語による災害・避難情報の提供は、図表4-(2)-⑭のとおり、2018年4月1日現在、調査対象30都道府県等中26都道府県等が実施している。これを実施主体別にみると、①地方公共団体が実施しているもの、②地域国際化協会等が実施しているもの、③地方公共団体と地域国際化協会等の双方が実施しているものに分けられる。

図表 4-(2)-⑭　調査対象都道府県等における多言語による災害・避難情報の提供状況

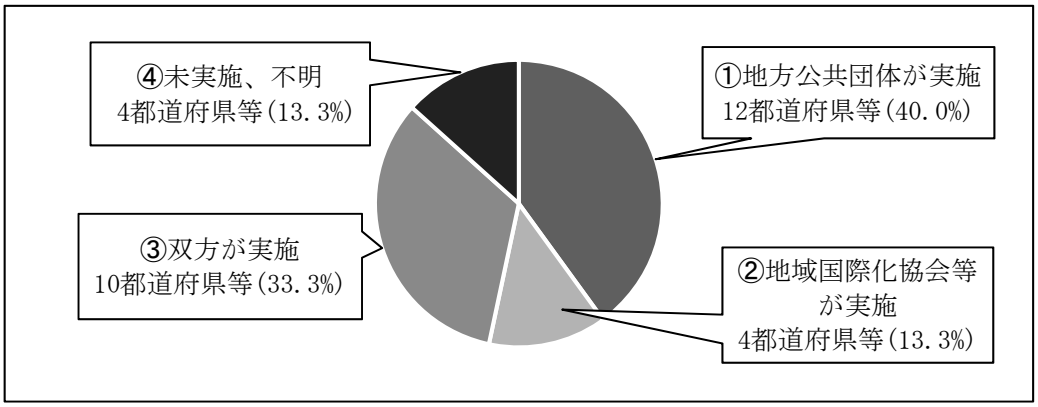

（注）当省の調査結果による。

これら情報提供における言語別の対応状況をみると、図表 4-(2)-⑮のとおり、「英語」は 26 都道府県等全てで対応しており、「中国語」や「韓国語」もほとんどの都道府県等で対応している。また、対応言語数別の状況については、図表 4-(2)-⑯のとおり、多くの都道府県等は 10 言語未満となっているが、中には 80 以上の言語に対応している都道府県等もみられた。

図表 4-(2)-⑮　調査対象都道府県等による災害・避難情報の提供における言語別の対応状況

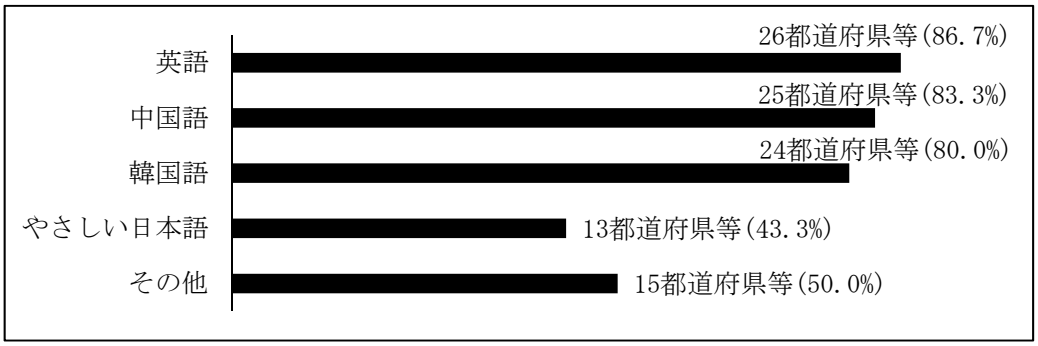

（注）1　当省の調査結果による。
2　「その他」は、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語等である。
3　（　）内は、調査対象 30 都道府県等に占める割合である。
4　「災害発生時における多言語による災害・避難情報の提供」は、ホームページやＳＮＳなど複数の手段を用いて行われていることから、提供手段によって対応が異なる場合がある。

図表 4-(2)-⑯　調査対象都道府県等による災害・避難情報の提供における対応言語数別の状況

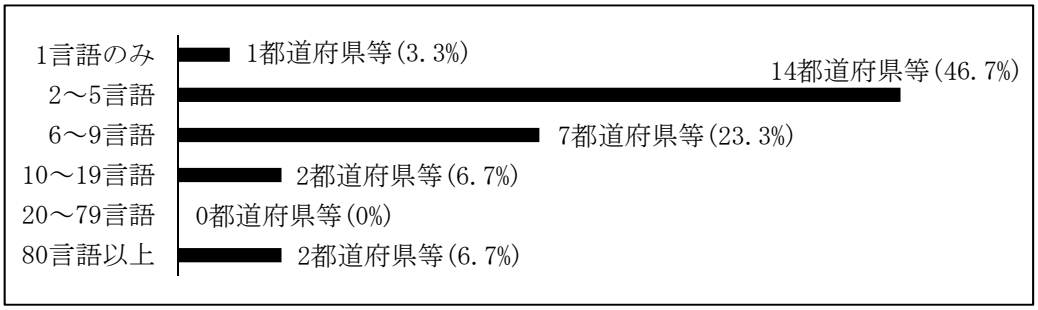

（注）1　当省の調査結果による。
2　日本語は対応言語数にカウントしていない。
3　（　）内は、調査対象 30 都道府県等に占める割合である。
4　「災害発生時における多言語による災害・避難情報の提供」は、ホームページやＳＮＳなど複数の手段を用いて行われていることから、提供手段によって対応が異なる場合がある。

災害多言語支援センターについては、図表 4-(2)-⑰のとおり、2018 年 4 月 1 日現在、調査対象 30 都道府県等中 18 都道府県等が整備している。これを実施主体別にみると、①地方公共団体が設置・運営するもの、②地方公共団体が管内の地域国際化協会等と協定を締結し、当該地域国際化協会等が設置・運営するものに分けられる。

図表 4-(2)-⑰　調査対象都道府県等における災害多言語支援センターの整備状況

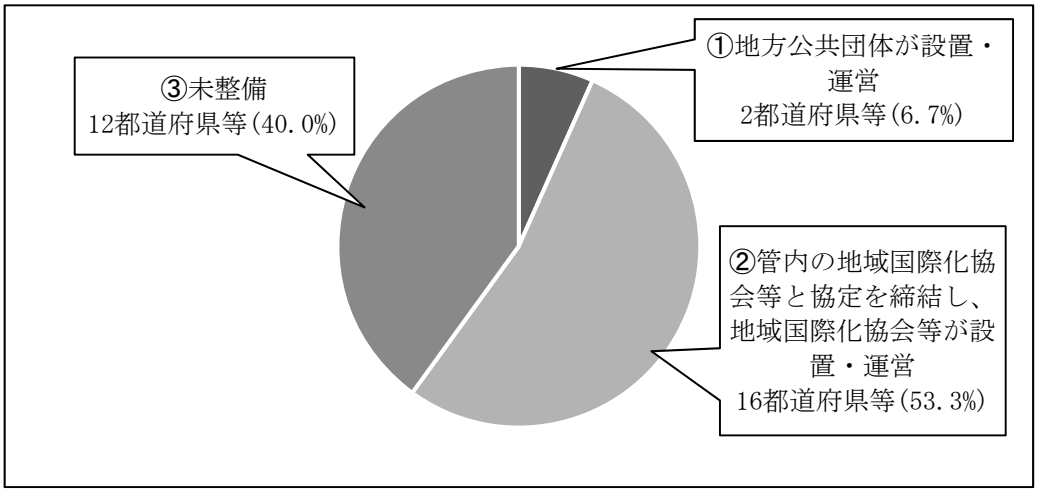

（注）当省の調査結果による。

調査対象 30 都道府県等の中には、図表 4-(2)-⑱のとおり、①地元のＦＭラジオ局と覚書を締結し、大規模災害発生時に多言語で災害・避難情報を発信してもらう、②防災アプリを活用して災害発生時に多言語で災害・避難情報を発信するといった取組を実施しているものがみられた。

図表 4-(2)-⑱　災害発生時に多言語で災害・避難情報を発信する取組の例

事項	内容
覚書を締結したＦＭラジオ局による多言語での災害・避難情報の発信（仙台市）	公益財団法人仙台観光国際協会は、仙台市内にあるＦＭラジオ局 4 社と覚書を締結しており、市の災害対策本部や災害多言語支援センターが設置されるような大規模災害が発生した場合には、市の災害対策本部等から発信される被災状況や避難情報等をこれら地元ＦＭラジオ局と協働して 4 言語（やさしい日本語、英語、中国語及び韓国語）で放送することとなっている。
防災アプリの活用による多言語での災害・避難情報の発信（札幌市）	札幌市は、災害発生時に日本語で配信される緊急速報メール等の内容を理解できないとの意見が外国人住民等から寄せられていたことを契機として、2017 年 9 月に札幌市防災アプリ「そなえ」を製作し、活用している。 同アプリは、避難勧告等の避難情報を日本語及び英語で配信することに加え、4 言語（日本語、英語、韓国語及び中国語）によるハザードマップ閲覧等の機能を備えている（注）。 （注）2019 年 3 月からは、「文字ではなく目で見てわかる避難場所の開設状況」を新たに実装している。

（注）1　当省の調査結果による。
2　地元ＦＭラジオ局との連携については、福岡市でも同様の取組を実施している。
3　地方公共団体の防災アプリの活用については、港区でも同様の取組を実施している。

以上、外国人住民に対する多言語による行政サービスの提供に係る調査対象都道府県等の取組状況をみてきたが、調査対象都道府県等の中には、①外国人住民が様々な行政・生活情報等を一元的に入手できるよう、多言語での閲覧が可能な多文化共生に関する専用ポータルサイトを開設したり、②年中無休の多言語コールセンターを開設して、外国人住民からの生活情報や法律相談に関する問合せに対応したり、③覚書を締結した地元ＦＭラジオ局や自ら製作した防災アプリを活用して、多言語での災害・避難情報の発信に取り組んだりするなど、外国人住民が行政サービスをより利用しやすいよう工夫しているものが見受けられた。多言語化の状況に関しては、「英語」、「中国語」及び「韓国語」の 3 言語は多くの調査対象都道府県等で対応していたが、中には、これら 3 言語のほか「スペイン語」や

「ポルトガル語」、「タガログ語」、「タイ語」、「ベトナム語」など、より多数の言語による多言語化に取り組んでいる都道府県等も見受けられた。今後、外国人住民に対する多言語による行政サービスの提供に係る取組がより一層充実していくことが望まれる。

エ　教育

2009 年報告書や政府の成長戦略では、高度外国人材を含む外国人の生活環境の改善に係る取組の一つとして、外国人子弟の教育環境の整備を取り上げており、地方公共団体の中には、外国人子弟に対する外国語による教育環境の整備の一環として、外国人子弟等を対象とする教育施設（いわゆるインターナショナルスクール）の設立を支援したり、公立学校を「国際バカロレア認定校」（後述）として整備したりといった取組を実施しているものがみられる。また、地方公共団体では、公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部）に就学した外国人子弟のうち日本語能力が十分ではない児童・生徒に対し当該学校で実施する日本語指導を支援する取組を行っている。

今回、調査対象地方公共団体（14 都道府県、14 都道府県教育委員会、16 市区村教育委員会）におけるこれらの取組の実施状況を調査した結果は、次のとおりである。

(ｱ)　外国人子弟に対する外国語による教育環境の整備

都道府県の中には、外国人子弟に対する外国語による教育環境の整備の一環として、都道府県内の外国人住民の子弟等を対象とするインターナショナルスクールの整備に取り組んでいるものがみられる。

また、都道府県や市区町村の教育委員会の中には、日本人生徒のグローバル人材としての育成に加え、外国人子弟に対する外国語による教育環境の整備の観点から、都道府県・市区町村立の高等学校・中等教育学校を「国際バカロレア認定校」(注) として整備する取組を実施しているものがみられる。

（注）「国際バカロレア認定校」とは、国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラム（国際バカロレア）を導入した学校として国際バカロレア機構から認定された学校をいう。国際バカロレアは、インターナショナルスクールの卒業生に対し、国際的に認められる大学入試資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保するとともに、学生の柔軟な知性の育成と国際理解教育の促進に資することを目的として 1968 年にスタートしたものである。国際バカロレアのプログラムとしては、「ミドル・イヤーズ・プログラム」（11 歳から 16 歳を対象としたプログラム）や「ディプロマ・プログラム」（16 歳から 19 歳を対象としたプログラム）等があり、このうちディプロマ・プログラムは、原則として、英語、フランス語又はスペイン語で実施され、所定のカリキュラムを 2 年間履修し、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際バカロレア資格を取得することができる。

国際バカロレア認定校は、2018 年 1 月現在、世界 140 以上の国・地域に 4,996 校あり、我が国には 51 校ある。

インターナショナルスクールの整備の取組は、2018 年 4 月 1 日現在、調査対象 14 都道府県中 5 都道府県が実施している。その具体例は、図表 4-(2)-⑲のとおりである。

図表 4-(2)-⑲　調査対象都道府県におけるインターナショナルスクールの整備の例

事項	内容
県主導によるインターナショナルスクールの整備（千葉県）	千葉県は、国際都市として発展する幕張新都心において、高い英語能力を有する帰国子女及び外国人の子女を受け入れ、その英語能力の伸長を図るとともに、国際社会に対する理解を深めることを狙いとして、ほとんどの授業を英語で行う「幕張インターナショナルスクール」を設立することとした。設立に当たっては、経済界、学校関係者、有識者及び行政（県及び千葉市）で構成する協議会を設置して所要の準備を進め、同インターナショナルスクールは 2009 年 4 月に開校した。
外国人研究者の子弟の教育環境を整備するためのインターナショナルスクールの設立（沖縄県）	沖縄県は、沖縄科学技術大学院大学に所属する外国人研究者やその家族が安心して快適に暮らすことができるための環境を整備することを主な目的として、県（校舎建設費への支援）、うるま市（用地の確保及び既存施設の活用への支援）及び事業者（インターナショナルスクールの運営）の三者によるインターナショナルスクール設立の覚書を締結し、2011 年 4 月に「沖縄アミークスインターナショナル幼稚園・小学校」が開校した（2014 年 4 月には中学校が開校）。

（注）当省の調査結果による。

また、国際バカロレア認定校の整備の取組については、図表 4-(2)-⑳のとおり、2018 年 4 月 1 日現在、調査対象 30 教育委員会（14 都道府県教育委員会及び 16 市区村教育委員会）中 2 教育委員会が認定校を整備済みであるほか、2 教育委員会が候補校（注 1）から認定校への移行に向けて準備を進めている。認定校を整備した 2 教育委員会は、図表 4-(2)-㉑のとおり、当該整備に当たり、①特別免許状制度（注 2）を活用して、教員免許状を取得していない外国籍の人材を教員として任用、②教育課程の特例措置（注 3）を活用して、学習指導要領とディプロマ・プログラムの双方を満たすカリキュラムを作成、といった取組を行っ

たとしている。

（注1）認定校になるためには、まず国際バカロレア機構に対し候補校の申請を行い、その審査を経て、同機構から候補校として認められる必要がある。候補校については、2018年4月1日現在、北海道の1校と神奈川県の1校となっている。

（注2）特別免許状制度は、教員免許状は取得していないが、優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図るため、都道府県教育委員会が教育職員検定を行い学校種及び教科ごとに特別免許状を授与する制度であり、1989年度から実施されている。

（注3）国際バカロレア認定校の生徒がディプロマ・プログラムと学習指導要領の双方を無理なく履修できる特例措置として、2015年8月から実施されている。具体的には、①生徒の負担を軽減するため、学校設定教科・科目として設置したディプロマ・プログラムの科目を「卒業に必要な単位数」に算入（最大36単位）できること、②英語、数学及び理科の必履修科目並びに総合的な学習の時間については、関連するディプロマ・プログラムの履修をもって代えることができること、③国語以外の教科等については、英語による指導を行うことができること、となっている。

図表 4-(2)-⑳　調査対象教育委員会が整備した国際バカロレア認定校の概要

区分	東京都立国際高等学校 国際バカロレアコース				市立札幌開成 中等教育学校	
所在地	東京都目黒区				北海道札幌市	
認定年月日	2015 年 5 月 3 日				2017 年 3 月 16 日	
プログラム区分	ディプロマ・プログラム				ミドル・イヤーズ・プログラム	
入学者数	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2017 年度	2018 年度
	21 人 (5 人)	22 人 (5 人)	22 人 (6 人)	19 人 (5 人)	159 人 (0 人)	160 人 (0 人)

（注）1　当省の調査結果による。
　　2　「入学者数」欄の（　）内は、外国人生徒の数で内数である。

図表 4-(2)-㉑　調査対象教育委員会が国際バカロレア認定校の整備に当たり国の制度を活用した例

区分	内容
札幌市教育委員会	札幌開成中等教育学校を国際バカロレア認定校として整備するに当たり、必要な教員を確保するため、特別免許状制度を活用している。 具体的には、教員免許状を取得していない外国籍の人

	材3名をグローバル人材育成推進員として任用し、2015年10月から2016年3月にかけて英語、数学及び理科の指導等に関する研修を実施した。これら3名は、北海道教育委員会による教育職員検定を経て同教育委員会から特別免許状を授与され、2016年4月から札幌開成中等教育学校の期限付常勤講師として勤務している。
東京都教育委員会	東京都立国際高等学校を国際バカロレア認定校として整備するに当たり、文部科学省とも相談しながら、教育課程の特例措置を活用して、学習指導要領とディプロマ・プログラムの双方を満たすカリキュラムを作成し、同校の国際バカロレアコースを修了すると、日本の高等学校の卒業資格及びディプロマ・プログラム認定資格の両方を取得できる仕組みとした。

（注）当省の調査結果による。

なお、国際バカロレア認定校の整備については、図表4-(2)-㉒のとおり、地域住民等が教育委員会に対し、外国人子弟に対する外国語による教育環境の整備の観点から、公立の国際バカロレア認定校の整備を要望している例もみられた。

図表4-(2)-㉒　外国人子弟に対する外国語による教育環境の整備の観点から国際バカロレア認定校の整備を地域住民等が教育委員会に要望している例

倶知安ニセコエリアの住民や教育関係者が国際バカロレアに関する研究会を結成し、地元の高等学校に国際バカロレアプログラムを導入するよう北海道教育委員会に対して要望している。 その背景の一つとして、当該地域では外国人住民が増加しているが、海外の大学への進学を希望する外国人子弟にとって、現状では望ましい進学先が当該地域にはなく、その保護者が当該地域での就労を続けたいとの希望があっても、子弟の教育環境を理由に母国へ帰国するケースがあることが挙げられる。

（注）当省の調査結果による。

(ｲ)　外国人児童・生徒に対する日本語指導

我が国の法令上、外国人子弟に就学義務は課せられてはいないが、その保護者が公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部）に就学させることを希望する場合には、当該義務教育諸学校で外国人子弟を受け入れることになる。外国人子弟を受け入れた義務教育諸学校の学校長等は、当該外国人児童・生徒が「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」又は「日常会話ができても、学年相当の学習言語能力が不足し、学

習活動への取組に支障が生じている児童生徒」に該当すると判断した場合には、当該外国人児童・生徒に適した日本語指導を実施することになる。

15 市区村教育委員会（調査対象 16 市区村教育委員会のうち、必要なデータ(注) を入手できなかった 1 市区村教育委員会を除く。）管内における外国人児童・生徒に対する日本語指導の実施状況をみると、図表 4-(2)-㉓のとおり、2016 年 5 月 1 日現在、日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒が 15 市区村教育委員会管内に 4,690 人在籍しており、そのうち、日本語指導を受けている児童・生徒は 3,573 人（76.2%）となっている。

（注）文部科学省は、日本語指導が必要な児童・生徒の受入状況を調査・分析し、受入体制の充実に資するため、1991 年度から全国の公立の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校に対して「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を実施している。

今回の当省の調査においては、文部科学省が 2016 年度に実施した同調査の調査票（公立小・中学校分のみ）を調査対象市区村教育委員会から入手し、これらの調査票から、外国籍の児童・生徒が在籍していない小・中学校の調査票を除いた上で、調査対象市区村教育委員会管内における日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒数等を集計した。

図表 4-(2)-㉓　調査対象市区村教育委員会管内における外国人児童・生徒に対する日本語指導の実施状況　（単位：人）

区分		児童・生徒数
日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒数		4,690(100%)
	うち、日本語指導を受けている児童・生徒数	3,573(76.2%)
	うち、日本語指導を受けていない児童・生徒数	1,117(23.8%)

（注）15 市区村教育委員会から入手した調査票を集計した結果による（調査対象 16 市区村教育委員会のうち、調査票を入手できなかった 1 市区村教育委員会を除く。）。

また、調査対象市区村教育委員会管内において日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒が在籍している公立小・中学校における日本語指導の実施状況をみたところ、当該児童・生徒の全員又は一部に対して日本語指導を実施していない小・中学校が、12 市区村教育委員会（調査対象 16 市区村教育委員会のうち、調査票自体を入手できなかった 1 市区村教育委員会及び学校別の調査票を入手できなかった 3 市区村教育委員会を除く。以下同じ。）で 280 校みられた。これら 280 校では、日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒に対し日本語指導が全く又は十分にできていない理由として、図表 4-(2)-㉔のとおり、「日本語指導を行う指導者がいない」と回答したものが 139 校（49.6%）と最も多く、次いで「在籍学級での指導で対応できると判断している」の 83 校

(29.6%)、「日本語指導のための教室や時間の確保が困難」の 55 校(19.6%) の順となっている。

図表 4-(2)-㉔　日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒に対し日本語指導が全く又は十分にできていない理由（複数回答）

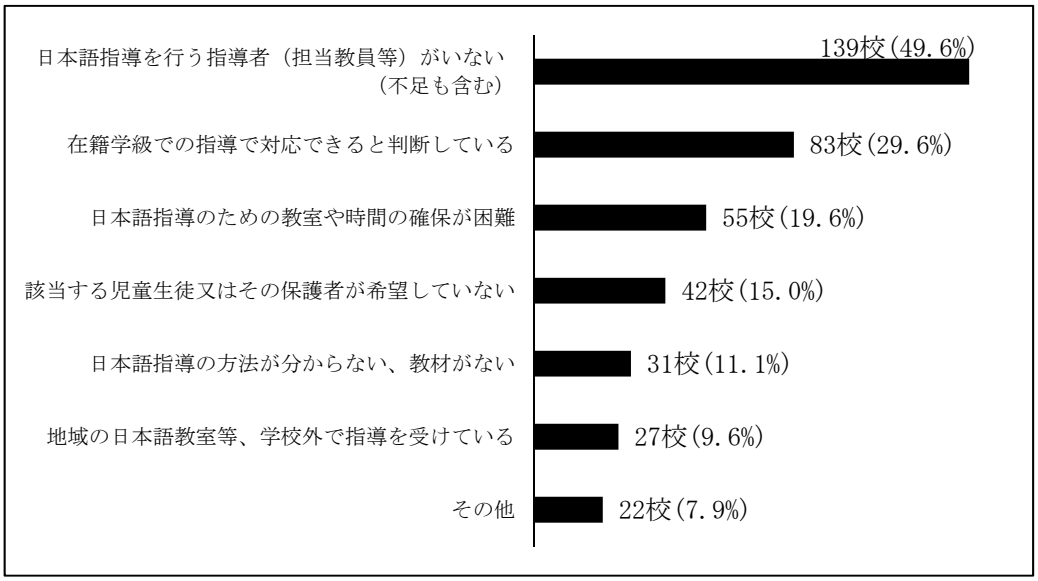

（注）1　12 市区村教育委員会から入手した調査票を集計した結果による（調査対象 16 市区村教育委員会のうち、調査票自体を入手できなかった 1 市区村教育委員会及び学校別の調査票を入手できなかった 3 市区村教育委員会を除く。）。
2　（　）内は、日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒の全員又は一部に対して日本語指導を実施していない小・中学校 280 校に占める割合である。

一方、日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒の全員又は一部に対し日本語指導を実施している小・中学校が、12 市区村教育委員会で 584 校みられた。これら 584 校では、実施している日本語指導の指導内容として、図表 4-(2)-㉕のとおり、「日本語基礎」と回答したものが 465 校（79.6%）と最も多く、次いで「教科の補習」の 366 校（62.7%）、「サバイバル日本語」の 319 校（54.6%）の順となっている。

図表 4-(2)-㉕　日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒に対する日本語指導の指導内容（複数回答）

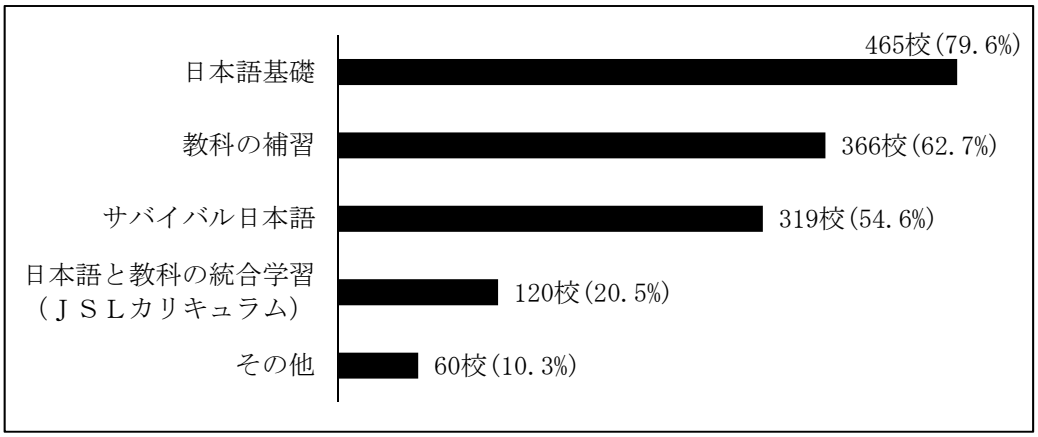

（注）1　12 市区村教育委員会から入手した調査票を集計した結果による。
2　「日本語基礎」とは、文字、表記、語彙、文法、学校への適応や教科学習に参加するための基礎的な力をつけるための指導である。
3　「教科の補習」とは、在籍学級での学習内容を先行して学習したり、復習したりするものである。
4　「サバイバル日本語」とは、挨拶や体調を伝える言葉、教科名や身の回りの物の名前などを知って使えるようにするための指導である。
5　（　）内は、日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒の全員又は一部に対して日本語指導を実施している小・中学校 584 校に占める割合である。

前述の 15 市区村教育委員会のうち、福岡市教育委員会では、図表 4-(2)-㉖のとおり、日本語指導が必要な外国人児童・生徒等に対する支援を円滑・効果的に行うためのサポートセンターの設置・運営や、日本語指導教員等の指導能力の向上を図るための研修会の開催に取り組んでいる。

図表 4-(2)-㉖　福岡市教育委員会が実施している「子ども日本語サポートプロジェクト」の概要

（日本語サポートセンターの設置・運営）

○　日本語指導が必要な外国人児童・生徒等に対する支援を円滑・効果的に行うことができるよう、「日本語サポートセンター」を 2014 年度に設置している。

○　具体的には、日本語指導が必要な外国人児童・生徒が市立学校に転入学した場合、まず、同センターに所属するコーディネーターや受入れ校の教員等、エリア拠点校（市内を「東エリア」、「中央エリア」、「南エリア」及び「西エリア」に区分し、各エリアに日本語指導の拠点となる小学校及び中学校を各 1 校設置）の日本語指導教員が、当該児童・生徒とその保護者との面接を実施する。面接では、①福岡市における日本語指導の仕組みの説明、②コーディネーターによるヒアリング（母語の確認、

母国での教育状況、滞日期間等)、③当該児童・生徒の日本語能力4技能（話す、聞く、読む、書く）の把握・測定、④日本語指導の具体的な進め方の打合せ（通級指導（日本語指導教員が配置されていない学校に通学する児童・生徒が日本語指導を受けるために日本語指導教員が配置されている他の学校に通うこと）か巡回指導（日本語指導教員が配置されていない学校に通学する児童・生徒に対し日本語指導を行うためにエリア拠点校の日本語指導教員が当該学校に赴くこと）かの選択、日本語指導実施日等）を行い、その結果を基に、当該児童・生徒が在籍する学校の長が指導個票や個別の日本語指導計画を作成する。

○　その後、コーディネーターは、当該児童・生徒に対する日本語指導の進め方について、受入れ校の教員等やエリア拠点校の日本語指導教員に対する指導・助言を行う。

（日本語指導教員等を対象とした研修会の開催）

○　日本語指導教員の資質能力、専門性の向上に向け、福岡市教育委員会主催の研修を年間4回実施している。また、日本語指導教員で構成する「福岡市ＪＳＬ日本語指導教育研究会」を2007年度に設置し、市立学校に在籍する日本語を母語としない外国人児童・生徒に対する適応指導や日本語指導の方法等についての研究を行っているほか、日本語指導教員・日本語指導員（日本語指導の補助を行う者）の指導能力の向上を図るための「日本語指導教育研修会」を毎月開催している。

（注）当省の調査結果による。

以上、外国人子弟に対する外国語による教育環境の整備や日本語指導が必要な外国人児童・生徒に対する日本語指導に係る調査対象地方公共団体の取組状況をみてきたが、調査対象地方公共団体の中には、①インターナショナルスクールや国際バカロレア認定校の整備を通じて、当該地方公共団体内の外国人住民の子弟に対する外国語による教育環境の整備に積極的に取り組んでいるものや、②「日本語サポートセンター」を設置して、日本語指導が必要な外国人児童・生徒に対し効果的な日本語指導を行う体制を整備しているものが見受けられた。日本語指導については、調査対象市区村教育委員会管内の日本語指導が必要な外国人児童・生徒の約2割が日本語指導を受けていない実態が見受けられた。日本語指導が全く又は十分にできていない学校の約半数が「日本語指導を行う指導者がいない」ことをその理由に挙げており、上記②のような事例が参考になるものと考えられる。

なお、2018年12月25日に策定された総合的対応策（第1の2の「(1)政策の背景・経緯」参照）では、生活者としての外国人に対する支援として、今回当省が調査した取組も含め、住宅や医療、行政サービス、教育等に係る様々な具体的施策が定められたところであり、これら施策の今後の推進が期待される。